

指定管理者公募要項等に関する質問回答（横浜港シンボルタワー）

No.	種 別	項 目	質 問	回 答
1	公募要項	ページ	税務署発行の納税証明書「その３の３」（法人税・地方消費税について未納税額が無い証明書）の取得を進めておりましたが、グループ会社において利子税の未納が存在することを理由に、税務署より当該証明書は発行できないとの見解が示されました。なお、当社単体としては法人税及び消費税の納付に問題はなく、未納税額もありません。この場合、どのような対応をしたら、よろしいでしょうか。	関連会社等に税金の未納があり、「納税証明書 その３の３」の提出が難しい場合、代替資料として「納税証明書 その１」（直近）を提出してください。 併せて、公認会計士又は顧問税理士等により作成された、下記項目について記載のある申出書等を添付してください。 ・「納税証明書 その３の３」の提出ができない理由 ・申請事業者は法人税及び消費税の未納税額がないこと